

# 指定病院等における不在者投票事務必携



公職選挙法施行令第 55 条第2項及び第4項第2号の規定により、都道府県の選挙管理委員会は、その長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設又は保護施設等を指定することができるとしています。

この「不在者投票事務必携」は、岩手県選挙管理委員会が指定する病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設（以下「指定病院等」という。）での不在者投票の取扱いについて説明するものです。

令和 6 年 8 月  
岩手県選挙管理委員会

# 目 次

I	はじめに	1
1	不在者投票制度とは	1
2	特に留意すべき点	1
3	どのような方が不在者投票をすることができるか	2
4	不在者投票管理者となる者	3
5	不在者投票管理者の主な仕事	3
II	事務手続について	4
1	投票用紙等の請求の方法	4
(1)	投票用紙等の請求	4
(2)	請求に必要な文書	4
(3)	点字で投票しようとする場合	4
(4)	最近県内の市町村間で住所異動された方（引越した方）が、 県知事選挙及び県議会議員選挙の投票をする場合	5
2	投票用紙等の交付	5
3	投票用紙等の受領	5
4	不在者投票ができる期間及び時間	6
5	投票記載場所の設備	6
6	投票立会人	6
7	不在者投票の方法	7
(1)	不在者投票をさせる前に不在者投票管理者がしなければならないこと	7
(2)	投票するときの手続	7
(3)	代理投票を希望する者がいるときは	8
(4)	ベッドの上で投票できるか	9
(5)	新型コロナウイルス感染症により入院している方の投票について	9
8	特殊な投票や手続	9
(1)	選挙人が船員の場合の手続	9
(2)	代理投票の仮投票	9
9	不在者投票の送致等	10
10	不在者投票事務処理簿	10
11	経費の精算	10

## 【凡例】

法：公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）  
令：公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）  
規則：公職選挙法施行規則（昭和 25 年総理府令第 13 号）  
基準法：国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律  
(昭和 25 年法律第 179 号)



## I はじめに

### 1 不在者投票制度とは

不在者投票とは、次の選挙人が、投票当日投票主義の例外として、投票日の前でも投票することができる制度です。

#### 【不在者投票ができる選挙人】

- 選挙の当日（投票日）一定の事由によって投票所におもむいて投票することができないと見込まれる選挙人
- 身体に重度の障がい等があるために投票所におもむいて投票することができない選挙人

不在者投票は、一般投票の例外的な制度であり、不正の混入を避け、選挙の公正を確保するため、法令等で詳細な手続が規定されています。

### 2 特に留意すべき点

不在者投票の管理は、選挙が民主主義の基本をなすものであることに鑑み、選挙の公正を期するため法令に則り適正な事務処理により行う必要がある一方で、選挙人に気持ちよく投票してもらう必要があるという二つの要請を調和させなければなりません。このため、その管理執行には十分な配慮が必要です。

指定病院等の長で、不在者投票管理者になられる方々は、本来の職務のほかにこの仕事をしていただくことになりますが、このような点を十分認識の上、公正な投票管理を行う必要があります。次に述べる点には、特に留意願います。

#### (1) 事務処理計画を立て、円滑な事務処理を

不在者投票は、投票日前に選挙人に投票させる例外的な制度であるため、その取扱いは厳格にし、前もって全体の分担事務について計画を立て、円滑かつ適正に事務処理ができるようにしてください。

#### (2) 選挙管理委員会の説明会等には参加を

市町村選挙管理委員会が説明会、事務打合せ会を開く場合には必ず出席の上、間違いないよう十分に打合せをしてください。

#### (3) 法令等を元に処理を

投票事務に当たっては、勘や過去の経験、思い込みに頼らず、常に法令、実例及び判例等に根拠をおいて適切に処理してください。この場合、疑わしい点については、自分の考えだけで処理せず、お近くの市町村選挙管理委員会又は岩手県選挙管理委員会に問い合わせの上処理してください。

#### (4) 選挙管理委員会の連絡先の事前確認を

投票事務は、確実さと迅速さが要求されますので、緊急な事務処理を必要とする場合の対策を市町村選挙管理委員会と十分に打ち合わせておくとともに、緊急連絡のための市町村選挙管理委員会等の電話番号等を事前に確認しておいてください。

#### (5) 投票は、秘密保持＆選挙人の自由意思で

選挙事務の管理執行に当たっては、自由・公正・平等をモットーとし、投票させるときは、投票の秘密保持を期し、また、選挙人が自由な意思で投票できるよう配慮してください。

#### (6) 投票立会人は1人以上

投票させるとときは、投票立会人を最低1人立ち会わせなければなりませんが、この立会人には「投票立会人」の腕章を付けさせる、投票立会人の机の上に表示する等、投票立会人であることを明らかにしてください。

#### (7) 不在者投票管理者、立会人及び代理投票補助者は罰則規定に注意

不在者投票管理者、不在者投票の立会人及び代理投票の補助者については、法第255条の規定により、それぞれ一般の投票と同様に、「職権濫用による選挙の自由妨害罪（法226）」、「投票の秘密侵害罪（法227）」、「投票干渉罪（法228）」、「投票偽造罪（法237）」、「立会人の義務を怠る罪（法238）」等の罰則の適用がありますので、これらに触れることがないよう十分に注意してください。

#### (8) 不在者投票管理者の地位を利用した選挙運動は禁止

不在者投票管理者は、法第135条第2項の規定により、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をすることができません。

「不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して」とは、不在者投票管理者が日常の職務上有する影響力をを利用してという意味であり、例えば、病院長が不在者投票の対象となる入院患者に対して、その診療上の影響力をを利用して選挙運動することは違反となりますので注意してください。

### 3 どのような方が不在者投票をすることができるか

指定病院等において投票できる選挙人は、次のとおりです。

#### 【指定病院等で投票できる選挙人】

- 疾病、負傷、妊娠、老衰、身体の障害又は産じょくにあるため、歩行が困難と見込まれる方で、指定病院等に入院中又は入所中の選挙人(法49①)
- 選挙人の属する投票区外にある指定病院等に入院中又は入所中の選挙人(法49①)

## 4 不在者投票管理者となる者

(1) 指定病院等に入院中又は入所中の選挙人の不在者投票の不在者投票管理者は、以下のとおりです。

① 指定病院等に入院中又は入所中の選挙人自らが投票用紙等の請求をした場合(令 50)

①)

ア 選挙人が現に所在し若しくは居住する地の市町村選挙管理委員会の委員長(令 55  
①)

イ 当該指定病院等の長(令 55②)

② 指定病院等に入院中又は入所中の選挙人の依頼を受けて指定病院等の長が投票用紙等の交付の請求をした場合(令 50④)

当該指定病院等の長(令 55④Ⅱ)

### (2) 指定病院等の長が候補者となった場合又は外国人の場合

指定病院等の長が候補者となった場合又は外国人の場合は、不在者投票管理者となることができません。(令 55⑧)

### (3) 指定病院等の長が候補者となった場合等の不在者投票管理者

指定病院等の長が(2)に該当する場合又は指定病院等の長に事故があり、若しくは欠けた場合は、その職務を代理すべき者が不在者投票管理者となります。(令 55⑨)

## 5 不在者投票管理者の主な仕事

(1) 不在者投票に関する手続のすべてについて最終的な決定を行います。

(2) 不在者投票事務に従事する者を指揮監督し、不在者投票事務全般を管理執行します。

その担任する事務の主なものは、次のとおりです。

- ① 選挙人に代わって投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求すること。(令 50④)
- ② 交付を受けた投票用紙及び不在者投票用封筒を選挙人に渡すこと。(令 53④)
- ③ 投票用紙、不在者投票用封筒及び不在者投票証明書を点検すること。(令 58①②)
- ④ 選挙権を有する者を立会人として選び、不在者投票に立ち会わせること。(令 58③、56③)
- ⑤ 不在者投票記載場所の設備をすること。(令 58④、32)
- ⑥ 代理投票の申請を受け、その諾否を決定すること。(令 58④、56④⑤)
- ⑦ 投票の終わった不在者投票を送致すること。(令 60①Ⅰ)



見てネ!

## II 事務手続について

### 1 投票用紙等の請求の方法

投票用紙等を請求する方法は、入院中又は入所中の選挙人からの依頼によって指定病院等の長又はその代理人が代わって請求するのが一般的ですが、選挙人自らが請求することもできます。

入院中又は入所中の者の投票用紙等の請求の依頼については、本人の意思を十分確認した上で行ってください。

#### (1) 投票用紙等の請求

選挙人として登録されている選挙人名簿の属する市町村選挙管理委員会の委員長に対して選挙期日(投票日)の前日までに請求します。この場合、選挙期日の告示（又は公示）以前においても請求することができます。（令 50①④）

請求することができる時間は、原則として午前8時30分から午後8時までですが、請求先の市町村選挙管理委員会がこれと異なる時刻を定めている場合には、当該定められている時刻までに請求しなければなりませんので、請求先の市町村選挙管理委員会に問い合わせてください。（法 270 の 2、令 142 の 2① I）

なお、請求は、直接又は郵便等によることとなっています。

#### (2) 請求に必要な文書

##### ① 指定病院等の長又はその代理人が選挙人に代わって請求する場合(令 50④)

投票用紙等請求書(様式1)

【！】 選挙人に代わって請求する場合の「入院中又は入所中の者の依頼」は口頭でも差し支えありませんが、不在者投票が有効に行われたかどうかを争訟等の際に立証する場合、貴重な資料となりますので、様式2のような「依頼書」を提出させることが望ましいとされています。

##### ② 選挙人が自ら請求する場合(令 50①)

請求書兼宣誓書(様式3)

不在者投票事由に該当すると見込まれる旨を申し立て、かつ、その申し立てが真正であることを誓う旨の宣誓書（令 52）

【！】 指定病院等の施設内で投票しようとする旨を併せて申し立ててください。（令 50①）

【！】 令和5年6月版から様式を改正しましたので、御留意ください。

#### (3) 点字で投票しようとする場合

選挙人が点字によって投票しようとする場合に指定病院等の長が選挙人に代わって請求するときは、投票用紙等請求書（様式1）の備考欄にその旨を記載します。（令 50③④）

#### (4) 最近県内の市町村間で住所異動された方（引越した方）が、県知事選挙及び県議会議員選挙の投票をする場合

最近（※）県内の市町村から他の県内市町村に住所を移した方が、指定病院等で県知事選挙及び県議会議員選挙の不在者投票をしようとする場合は、次のア又はイのいずれかの方法をとる必要があります。（法 44③、令 34 の 2、34 の 3）

ア 不在者投票の投票用紙等の請求書の備考欄に「引続居住」と記載し、元の住所地の市町村の役場に請求してください。請求書を受け取った市町村選管は、住民基本台帳法に基づき、引き続き居住をしているかどうかの確認をすることになります。

イ 現在の住所地の市町村の役場等（又は元の住所地の市町村の役場等）に申請し、引き続き県内に住所を有する旨の証明書（様式 10）の交付を受けてください。

※「最近」とは、令和 5 年 9 月 3 日執行の県知事選挙及び県議会議員選挙では、令和 5 年 6 月 2 日以降に住所を移した方が対象となります。

## 2 投票用紙等の交付

市町村選挙管理委員会は、前記 1 による投票用紙等の請求を受けた場合は、選挙期日の告示（又は公示）の日の翌日（郵便等をもって発送するときは、選挙期日の公示又は告示の日以前において市町村選挙管理委員会の定める日）以後に、投票用紙及び不在者投票用封筒等を、交付又は郵便等をもって発送します。（令 53①）

なお、交付の相手方は、次のとおりです。

- 指定病院等の長又はその代理人が選挙人に代わって請求した場合  
⇒ 当該指定病院等の長又はその代理人に対して
- 選挙人が自ら請求した場合 ⇒ 当該選挙人にに対して

## 3 投票用紙等の受領

選挙人の依頼によって投票用紙等を請求した指定病院等の長は、請求先の市町村選挙管理委員会から投票用紙及び不在者投票用封筒（様式 4）を交付された場合は、次の措置をとらなければなりません。

- (1) 不在者投票用封筒の表面に、選挙の種類が記載されているかどうか、選挙管理委員会の印が表示されているかどうかを確認します。（令 53①）
- (2) 点字投票による旨の請求をした場合に、交付された投票用紙に点字投票である旨表示されているかどうかを確認します。（令 53③）
- (3) 以上の事項の確認後、直ちに投票用紙及び不在者投票用封筒を依頼した選挙人に渡します。（令 53④）

なお、不在者投票をする期日を定める場合（次の 4 を参照）、選挙人における保管が困難とされ、当該選挙人の了解を得てするのであれば、その期日まで当該選挙人の投票用紙等を保管することは差し支えありません。ただし、この場合、投票用紙等は、交付された市町村ごとに保管するようにし、決して混同することがないよう十分に注意してください。

#### 4 不在者投票ができる期間及び時間

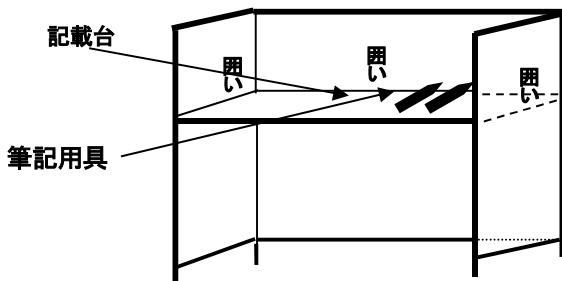
選挙期日の告示（又は公示）の日の翌日から選挙期日（投票日）の前日までの、毎日午前8時30分から午後5時までです。（法270、令58①）

なお、上記の期間内で不在者投票をする期日を定めることは差し支えありませんが、その特定の日以外に投票したい旨の申し出があった場合は、これを拒否することはできません。

#### 5 投票記載場所の設備

- (1) 不在者投票管理者は、投票記載場所について、他人が選挙人の投票の記載を見ることがないように投票の秘密を保持し、また、投票用紙の交換やその他の不正が行われることを防止するために、相当の設備をしなければなりません。（令58④、32）投票記載場所の配置例（P14）も参考にしてください。
- (2) 投票記載場所に候補者の氏名等を記載したポスター等が掲示してあるときは、撤去しておかなければなりません。（法143①V、145①）

【設備例】



※投票記載場所でない場所（例えば、投票記載場所の外の、入口近くの廊下等）に、選挙公報や候補者の氏名の一覧を置いておくなどの便宜供与は差し支えありません。

#### 6 投票立会人

不在者投票管理者は、不在者投票が行われる場合においては、選挙権を有する者を最低1人投票立会人として選び、立ち会わせなければなりません。

◆◇◆ 注意 ◆◇◆

**【投票無効】** 投票立会人の立会いなく行われた投票は無効となります。

**【他の職との兼務禁止】** 投票立会人は不在者投票管理者、その補助者、代理投票の補助者を兼ねることはできません。

**【全ての不在者投票手続に立会い】** 投票立会人は点検から送致のための受理に至る全手続に立会する必要があります。（令58③、56③）

【岩手県選挙管理委員会から】

選挙の透明性の確保のため、できるだけ指定病院等の職員以外の方を投票立会人に選任願います。（不在者投票管理者は、市町村の選挙管理委員会が候補者として選定した者を投票に立ち会わせること等により、不在者投票の公正な実施の確保に努めることとされています。）

なお、指定病院等の職員以外の方に投票立会人を依頼する場合は、報酬の有無（有償か、無償か、交通費等の実費支給か、等）について、あらかじめ相手方にお示し願います。

## 7 不在者投票の方法

凡 例 [内封筒]：不在者投票用封筒[内封筒] [外封筒]：不在者投票用封筒[外封筒]

### (1) 不在者投票をさせる前に不在者投票管理者がしなければならないこと

#### ① 投票用紙等の点検(令 58①)

不在者投票管理者は、選挙人にその投票用紙等を提示させ、所定のものであるかどうか、投票用紙等を交付された選挙人本人であるかどうかを確認します。

##### ⇒ 候補者の氏名等が記載してある場合は

不在者投票管理者は、選挙人が投票記載場所以外の場所で投票用紙に候補者の氏名等を記載してきた場合は、選挙人に投票用紙等を返還し、名簿登録地の市町村選挙管理委員会の委員長からその投票用紙と引換えに投票用紙等の再交付を受けた上で、所定の不在者投票を行わせます。

#### ② 不在者投票証明書の点検(令 58②) (選挙人が自ら投票用紙等を請求した場合)

請求を受けた市町村選挙管理委員会の委員長は不在者投票の事由があると認めたときは不在者投票証明書(様式5)を作成し、封筒(様式6)に入れて投票用紙等と一緒に送付しますので、選挙人は投票の際、不在者投票証明書を提出しなければなりません。その際、点検に当たっての注意すべき点は次のとおりです。

##### ア 不在者投票証明書の封筒が開披されていないか

不在者投票証明書は、封かんした封筒に入っていますので、封筒のまま提出させ、その封筒が開披されていないかどうかを点検します。

⇒ 不在者投票証明書の封筒が開披されているときは投票させることはできません。たとえ、選挙人が誤って開披した場合であっても、投票させることはできません。

##### イ 不在者投票をする指定病院等と不在者投票証明書に記載されている投票をしようとする施設の名称が一致するか

投票しようとする施設の名称と一致しない場合、投票させてよいですが、選挙人にその理由を聴き、不在者投票証明書の余白に記録するなどの措置をとることが適当です。

##### ウ 公示(又は告示)の日を確認

選挙の公示(又は告示)の日以前に投票の申出があっても、投票させることはできませんので、公示(又は告示)の日を確認してください。

### (2) 投票するときの手続 (令 58①、56②)

#### ① 選挙人 (投票の記載場所において行うこと)

##### ア (参院選の場合)

選挙区選挙にあっては、うすい黄色の投票用紙に候補者1人の氏名を、比例代表選挙にあっては、白色の投票用紙に候補者1人の氏名または政党名を記載させます。

##### (衆院選の場合)

小選挙区選出議員選挙にあっては、あさぎ色の投票用紙に候補者1人の氏名を、比例代表選出議員選挙にあっては、ピンク色の投票用紙に1つの政党等の名称・

略称を、最高裁判所裁判官国民審査にあっては、うぐいす色の投票用紙のやめさせた方が良いと思われる裁判官の欄に×印を記載させます。

(県知事選挙及び県議会議員選挙の場合)

県知事選挙にあっては、白色の投票用紙に候補者1人の氏名を、県議会議員選挙にあっては、うすい黄色の投票用紙に候補者1人の氏名を記載させます。

- イ 投票用紙を[内封筒]に入れて封をさせます。
- ウ この[内封筒]を[外封筒]に入れて封をさせます。
- エ [外封筒]の表面(投票者氏名欄)に署名(自署)させ提出させます。

◆◆◆ 注意 ◆◆◆

- 選挙人が署名を忘れた場合に、不在者投票管理者等が代わって選挙人の氏名を記載してはいけません。
- 選挙人の署名の下に押印をすることや不在者投票用封筒を印をもって封かんする必要はありません。
- 点字投票があったときの[外封筒]の署名は、投票用紙の入った[内封筒]を[外封筒]に入る前に、点字で打たせます。

**(2) 不在者投票管理者・投票立会人**

- ア 不在者投票管理者は、[外封筒]の裏面に投票した年月日、場所を記載とともに記名しなければなりません。この記載及び記名については、必ずしも自署である必要はなく、ゴム印の押印でも構いません。
- イ 投票立会人は、[外封筒]の裏面に必ず署名(自署)しなければなりません。

**(3) 代理投票を希望する者がいるときは**

**① どのような選挙人ができるか(法48①)**

心身の故障、非識字等の理由により自分で候補者の氏名を書くことができない者は、不在者投票管理者に申請して、代理投票をさせることができます。

**② 代理投票をさせるときは(法48②、令58④、56④)**

投票立会人の意見を聴いて、投票所の事務に従事する者のうちから補助者2人を定め、そのうち1人の補助者の立会いのもとに、もう1人の補助者が、投票記載場所で選挙人の指示する候補者1人の氏名を記載し、不在者投票用封筒に入れて([内封筒] ⇒ [外封筒])封をし、[外封筒]の表面に選挙人の氏名を記載して直ちに提出します。補助者が封をする場合は、選挙人の面前で行います。

**③ 代理投票を拒否できるのは(令58④、56⑤、41①)**

代理投票の事由がないものと不在者投票管理者が認めたときは、投票立会人の意見を聴いて代理投票を拒否することができます。

**④ 投票記載場所について**

代理投票及び点字投票の記載場所は、不在者投票管理者及び投票立会人が管理及び監視できる範囲内で、一般の投票記載場所と分離してください。

#### (4) ベッドの上で投票できるか

原則としてベッドの上で不在者投票をすることはできませんが、重病人など歩行困難な選挙人の投票については、不在者投票管理者の管理のもとで立会人の立会がある限り、ベッドの上でもすることができます。この場合においては、投票の秘密保持に十分注意を払い、また、投票の取扱いを慎重にしなければなりません。

なお、当該ベッドのある室内に候補者の氏名等を記載したポスター等が掲示してあるときは撤去します。(法 145①)

#### (5) 新型コロナウイルス感染症により入院等している方の投票について

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置付けが、新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更されましたが、基本的な感染対策は重要とされており、不在者投票の実施にあたっては、引き続き、「三つの密」の回避、「人ととの距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等にご留意ください。

### 8 特殊な投票や手続

不在者投票の事務処理については、今まで述べてきたことのほかに次のような特殊な投票や手続があります。これらのことの詳細については、県又は市町村選挙管理委員会にお尋ねください。

#### (1) 選挙人が船員の場合の手続

選挙人が船員である場合は、投票用紙等の請求をする際、船員の選挙人名簿登録証明書を併せて提示しなければなりません。(令 50⑥)

また、指定港所在の市町村選挙管理委員会の委員長に対して指定病院等の長又はその代理人が選挙人に代わって投票用紙等の請求をする場合は、加えて船員手帳の提示が必要です。(令 50④、51②)

#### (2) 代理投票の仮投票

代理投票の場合に、代理投票の理由がないと不在者投票管理者が認めたときは、立会人の意見を聴いて拒否することができますが、次の場合は、代理投票の仮投票をさせなければなりません。(令 56⑤、58④、41②③)

- 代理投票を拒否された選挙人に不服があるとき
- 代理投票をさせることについて立会人に異議があるとき

代理投票の仮投票の場合は、代理投票の補助者2人のうち、投票用紙に候補者の氏名を記載した補助者に、選挙人の氏名のほか、その補助者の氏名を不在者投票用封筒[外封筒]の表面左下段に「代理記載人何某」と記載させて提出させてください。

## 9 不在者投票の送致等(令 60①)

不在者投票管理者は、前記までの手続の終わった不在者投票用封筒〔外封筒〕を不在者投票証明書(選挙人自身が直接投票用紙等を請求した場合のみ。)とともに他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記し、その裏面に記名押印し、直ちにこれを選挙人の名簿登録地の市町村選挙管理委員会の委員長に送致し、又は郵便等(レターパック使用)をもって送付しなければなりません。

この場合、7の(2)の②に掲げた事項に不備があると受理されませんので注意してください。

## 10 不在者投票事務処理簿

不在者投票事務を正確に処理するため、不在者投票事務処理簿(様式7)を備え付け、その経過を記録してください。

## 11 経費の精算

指定病院等において行った不在者投票に要した以下の経費は、公費で負担しますので、投票日後20日以内に、それぞれの請求書様式によって請求してください。(基準法13の2①②)

**請求先 岩手県知事**

(1) 不在者投票をした選挙人1人につき1,073円 (文具費及び郵送費として) **請求書(様式8)**

※投票用紙等を請求していたが実際には投票しなかった方については、「不在者投票をした選挙人」には該当しませんので、公費負担の対象にはなりません。

(2) 市町村の選挙管理委員会が選定した立会人を立ち会わせるために要した費用 (謝金及び旅費として実際に立会人に支給した額に対する実費弁償) **請求書(様式9)**

※不在者投票に立ち会わせる人を決めるのは不在者投票管理者であり、謝金や旅費の支給も不在者投票管理者が判断するのですが、市町村の選挙管理委員会が選定した立会人を立ち会わせた場合で、かつ実際に立会人に謝金及び旅費を支給した場合に限り、実費を弁償しようとする制度です。

※公費負担額は、1日につき10,900円が上限とされており、1日の一部の時間について立会に従事した場合には、実際に従事した時間に応じ、勤務の実績に相応した額となります(下表のとおり)。

従事時間	上限額
~1時間以内	1,282円
1時間超 2時間以内	2,565円
2時間超 3時間以内	3,847円
3時間超 4時間以内	5,129円
4時間超 5時間以内	6,412円
5時間超 6時間以内	7,694円
6時間超 7時間以内	8,976円
7時間超	10,900円



### ◆◆◆ 注意 ◆◆◆

○国又は県の選挙に係る不在者投票と、市町村の選挙に係る不在者投票を同時に行つた選挙人に係る経費の請求について

国又は県の選挙と市町村の選挙が同日に執行されることになった場合等、異なる選挙について同時に不在者投票を実施することが考えられますが、この場合の経費の請求は、以下のとおりお願いします。

#### (1) 不在者投票をした選挙人1人につき1,073円の経費

国政選挙（衆院選・参院選）又は県の選挙（知事選・県議選）と、市町村の選挙の両方の投票を行つた選挙人の方については、選挙人1人として県に請求してください。

#### (2) 市町村の選挙管理委員会が選定した立会人を立ち会わせるために要した費用

施設で実施した選挙の種類	立会時間	請求先
<b>3種類</b> (例：知事選、県議選、市町村議選)	2時間以内	県に全額を請求してください。
	2時間超	市町村に <u>1時間分の金額</u> を請求し、 <u>県</u> に残りの時間に相当する金額を請求してください。
<b>2種類</b> (例：衆院選、市町村長選)	1時間以内	県に全額を請求してください。
	1時間超	市町村に <u>1時間分の金額</u> を請求し、 <u>県</u> に残りの時間に相当する金額を請求してください。

#### 【例1】

ある施設で、参院選、市町村長選の2種類の選挙に係る不在者投票を、以下のとおり同時に実施した場合

- 不在者投票をした方の総数 20人 (この中に、市町村長選に係る投票をした方あり)
- 立会人の立会時間 2時間、立会人に支払った謝金及び旅費 2,565円

(1) 選挙人1人につき1,073円の経費

県に対して、1,073円×20人=21,460円を請求する。

(2) 立会人を立ち会わせるために要した費用

県に対しては1,283円を、市町村に対しては1,282円を請求する。 (計 2,565円)

#### 【例2】

ある施設で、知事選、県議選、市町村議選の3種類の選挙に係る不在者投票を、以下のとおり同時に実施した場合

- 不在者投票をした方の総数 30人 (この中に、市町村議選に係る投票をした方あり)
- 立会人の立会時間 2時間、立会人に支払った謝金及び旅費 2,565円

(1) 選挙人1人につき1,073円の経費

県に対して、1,073円×30人=32,190円を請求する。

(2) 立会人を立ち会わせるために要した費用

県に対して、2,565円を請求する。

#### 【例3】

ある施設で、知事選、市町村議選の2種類の選挙に係る不在者投票を、以下のとおり同時に実施した場合 (例2において、その施設で不在者投票をする全ての方に係る県議選の選挙区が無投票になつた場合)

- 不在者投票をした方の総数 30人 (この中に、市町村議選に係る投票をした方あり)
- 立会人の立会時間 2時間、立会人に支払った謝金及び旅費 2,565円

(1) 選挙人1人につき1,073円の経費

県に対して、1,073円×30人=32,190円を請求する。

(2) 立会人を立ち会わせるために要した費用

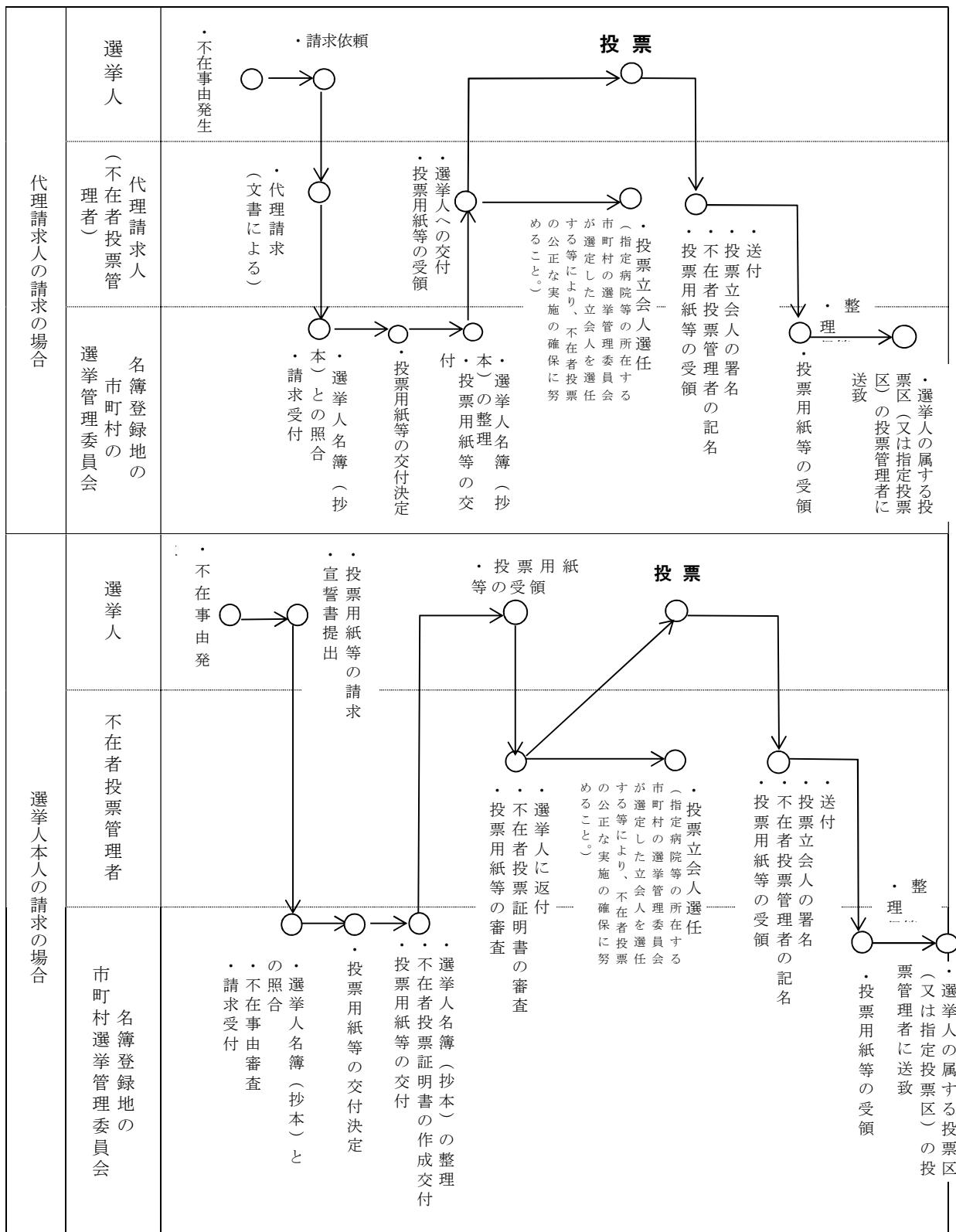
県に対しては1,283円を、市町村に対しては1,282円を請求する。（計 2,565円）

※ 市町村の選挙が無投票となった場合や、市町村の選挙に係る投票をした方がいない場合には、県に全額を請求してください。

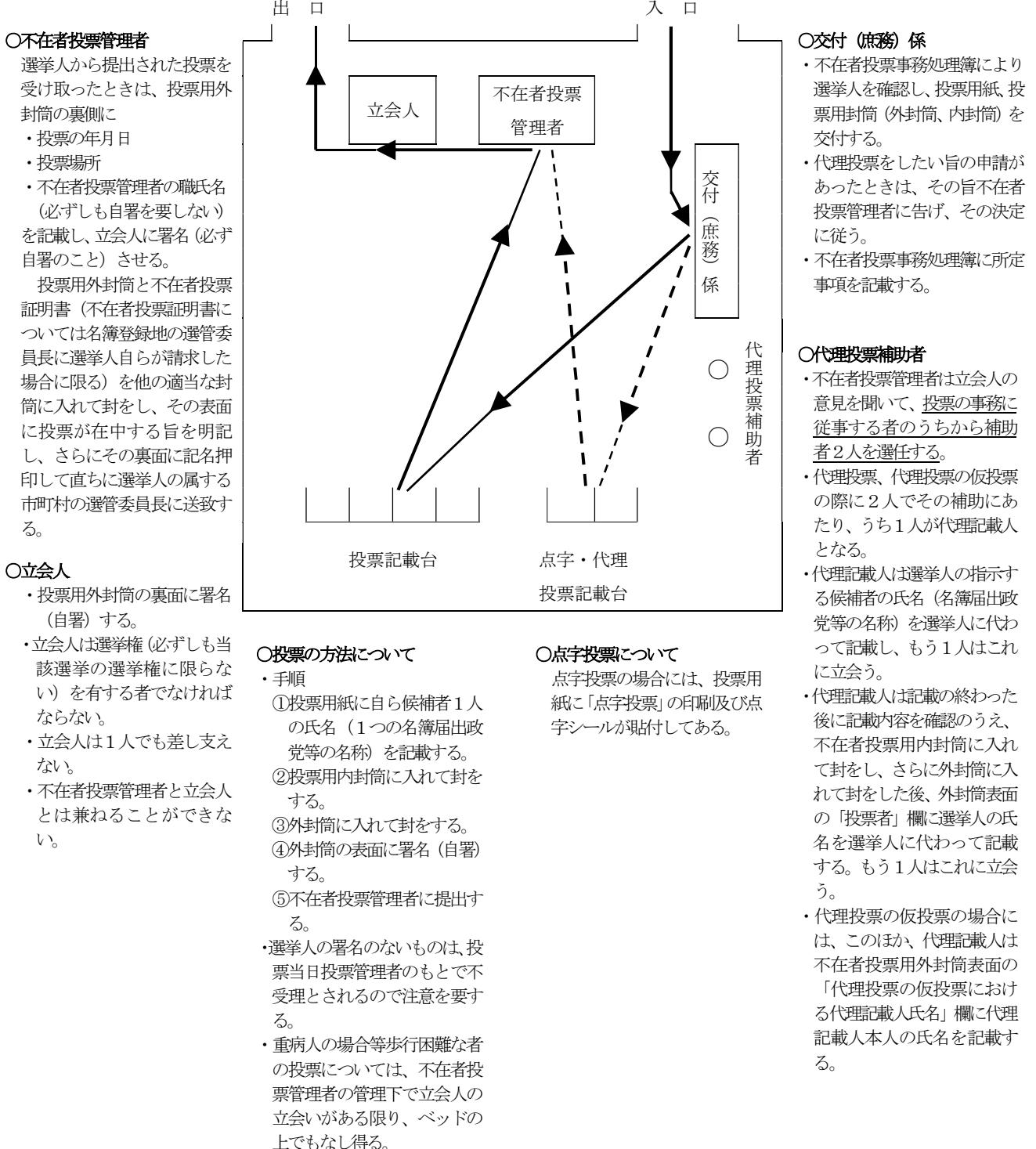
その他、これにより難い場合や御不明な点がある場合は、県又は市町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

※ 市町村の選挙が、国又は県の選挙と同日に執行されない場合の経費の請求については、市町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

## 指定病院等における不在者投票手順



## 不在者投票の投票記載場所(配置例)



(様式 1)

(注) 記載に当たっては、あらかじめ、裏面に書いてある注意事項を読んでから記載してください。

## 指定病院等の長が請求する投票用紙及び投票用封筒

### 請　求　書

選挙人名簿に記載されている住所	選挙人氏名	生年月日	備考

上記の選挙人は、令和 年 月 日執行の 選挙の当日、当\_\_\_\_\_にあるため、  
当\_\_\_\_\_において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第 50 条 4 項(第 51 条第 2 項において準用する第 50 条第 4 項)の規定による依頼があったので、上記の選挙人に代わって、投票用紙(船員の不在者投票用紙)及び投票用封筒の交付を請求します。

令和 年 月 日

〒 — T E L ( )

住 所

名 称

氏 名

\_\_\_\_\_選挙管理委員会委員長 様

(注) 下記の欄には記載しないでください。

決裁	委員長	書記長(局長)	書記	担当者
				月 日

[様式1の裏面]

## 記載上の注意事項

- 1 選挙人から公職選挙法施行令第50条第3項の申立て（点字によって投票しようとする旨の申立て）の依頼があった場合は、備考欄に「点字」と記載してください。
- 2 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、令第50条第5項の申請（引き続き都道府県内に住所を有することの確認の申請）をする場合は、備考欄に「引続居住」と記載してください。
- 3 投票用紙等の請求をしない選挙がある場合には、不要部分（請求しない選挙の名称）を消し、また、備考欄にその旨を記載してください。
- 4 「当\_\_\_\_\_」及び名称欄には、病院、老人ホーム、船舶その他施設の名称を記載してください。
- 5 氏名欄には、不在者投票管理者である病院の院長、老人ホームの長、船長等（又はその代理人）の氏名を記載してください。

(様式2)

## 投票用紙及び投票用封筒の請求依頼書

令和 年 月 日

不在者投票管理者（指定病院等の長）

様

選挙人名簿に記載  
されている住所

指定病院等の名称

氏 名

生 年 月 日 年 月 日 生

令和 年 月 日 執行の 選挙において不在者投票を行いたいので、  
投票用紙及び投票用封筒の請求を依頼します。

(注) 依頼人が多数ある場合には、一覧表としても差し支えないこと。

(様式3)

(注) 記載に当たっては、あらかじめ、裏面に書いてある注意事項を読んでから記載してください。No.\_\_\_\_\_

請　求　書　兼　宣　誓　書					
私は、令和 年 月 日執行の			選挙の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みであり、		
都道 府県	郡市 区	町 村	において不在者投票をしたいので、		
投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求します。					
<input type="checkbox"/> 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事 <input type="checkbox"/> 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在 <input type="checkbox"/> 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容 <input type="checkbox"/> 交通至難の島等に居住・滞在 <input type="checkbox"/> 住所移転のため、本市町村以外に居住 <input type="checkbox"/> 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難					
上記は、真実であることを誓います。					
令和 年 月 日					
現 住 所 <u>〒</u> _____ - _____					
電 話 番 号 ( ) - (郵送で請求する場合のみ記載してください。)					
選挙人名簿に記載					
されている住所					
氏 名					
明治 大正 昭和 平成 生 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 生					
選挙管理委員会委員長 様					

注) 下記の欄には記載しないでください。

決 裁	委員長	翻訳(販)	書記	担当者	
				月 日	

名　簿　対　照			不在事由
第 投票区	第 分冊	登録番号	法第48条の2 第1項 第号

[様式3の裏面]

**[記載上の注意]**

- 1 電話番号欄は、投票用紙及び投票用封筒を郵便で請求する場合のみ記載してください。ご請求の有無を確認させていただくことがありますから、確実に連絡のつくところのものを記載してください。
- 2 選挙人名簿に記載されている住所欄は、現住所と異なる場合のみ記載してください。

「明治

- 3 生年月日欄中の 大正 は、いずれか該当するものを○で囲んでください。

昭和

平成」

(様式4) 不在者投票用封筒  
[外封筒]

裏	表
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>立会人氏名 ○○ ○○</p> <p>不在者投票管理者職(船舶そ の他の施設にあつては、名称及 び職)・氏名 何々(指定病院等の)長 ○○ ○○</p> </div>	<p>投票年月日 令和〇年〇月〇日 投票場所 ○○病院〇会議室</p> <p>何 選 挙 不 在 者 投 票 (外 封 筒)</p> <p>選挙委員会印 県市町村</p> <p>投票者氏名 ○○ ○○</p> <p>注意 代理投票の仮投票における代理 記載人氏名 投票者氏名欄の氏名は必ず 自分で書いてください。</p>

[内封筒]

裏	表
	<p>(内 封 筒)</p> <p>注意 この封筒には、何も記載 しないでください。</p> <p>この封筒に記載すべき 投票用紙を入れ、封を したうえ、外封筒に入 れてさらに封をしてく ださい。</p>

備考1 代理投票の仮投票の場合においては、外封筒の表面左下段に「代理記載人氏名」を記載しなければならない。

2 記載済みの投票用紙は内封筒に入れ、封をしたうえ、さらに外封筒に入れて封をするものとする。

(様式5)

## 不 在 者 投 票 証 明 書

選挙人の氏名					
選挙人の生年月 日	明治 大正 年 月 日生 昭和 平成				
投票しようとする病院、老人ホームその他の施設の名称	都道 府県	郡市 区	町 村	番地	
その他の事項					
選挙	令和 年 月 日	執行	選挙		

上記のとおり証明する。

令和 年 月 日

選挙管理委員会委員長 氏 名 ㊞

(様式6)不在者投票証明書用封筒

裏

何市町村選挙管理委員会委員長  
○○  
○○  
印

表

注意  
この封筒は、開かずそのまま不在者投票  
管理者に提出してください。  
開封すると不在者投票はできません。

選挙人  
○○  
○○

不在者投票証明書在中

(様式 7)

## 不在者投票事務処理簿

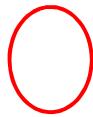
〇〇〇〇選挙

指定病院等の名称 \_\_\_\_\_

整理番号 ①	市町村名 ②	選挙人氏名 ③	選挙人から請求依頼があつた年月日 ④	選挙管理委員会に代理請求した年月日 ⑤	選挙管理委員会から投票用紙等の交付を受けた年月日⑥	選挙人に投票用紙等を渡した年月日 ⑦	投票をした年月日 ⑧	投票を送致した年月日 ⑨	備考 ⑩
			年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	

(注) 1 選挙人自ら投票用紙等を依頼したものについては、④～⑦欄に斜線を引くこと。

2 備考欄には、本人・代理投票の別を記入すること。



捨印

(様式8)

請求書

令和 年 月 日

岩手県知事 様

○ 請求者

施設の所在地	〒 —	
施設の名称(A)		
施設の代表者(B)	職 :	
	氏名 :	(印)
TEL	— — —	FAX — — —

※請求者は、不在者投票管理者となりますので、施設の所在地、名称欄には、病院、老人ホーム等（いわゆる指定病院等）の施設の所在地と名称を、施設の代表者職氏名欄には、病院長、老人ホームの長等（不在者投票管理者）の職と氏名を記載してください。

令和 年 月 日執行の 選挙の不在者投票に要した経費として、下記のとおり請求します。

金 円 (内訳 @1,073円× 人)

○ 請求金額振込先

振込先銀行等名	銀行	支店	預金種別	普通・当座・その他
フリガナ			口座番号	
口座名義				

(口座名義は、通帳の記載のとおり正確に記入願います。)

※ 代表者と口座名義人が異なる場合は、次の欄にも記入してください。

上記名義人の口座へ振り込み願います。

施設の名称

(A) \_\_\_\_\_

施設の代表者(B) 職 :

氏名 : \_\_\_\_\_ (印)

備考1 請求書は1部提出してください。

2 不在者投票者名簿（別紙）を添付してください。

3 支払不能の防止のため、口座名義（カナ）及び口座番号を確認できる通帳のページの写しを添付してください。

4 投票日後20日以内に請求してください。

(別 紙)

不在者投票者名簿(不在者投票についての内訳)

施設の名称

No.

選挙人の住所	不在者投票を行った 選挙人氏名	備考

(計 人)  
(合計 人)

病石割桜  
院長

捨印

(様式8) 【記載例】

請求書

令和6年10月31日

岩手県知事 〇〇 〇〇 様

○ 請求者

施設の所在地	〒020-0023 岩手県盛岡市内丸10番1号	
施設の名称(A)	医療法人社団盛岡会 石割桜病院	
施設の代表者(B)	職 : 院長	病石割桜 院長印
氏名	岩手 太郎	

TEL 019-〇〇〇-〇〇〇〇 FAX 019-〇〇〇-×××

※請求者は、不在者投票管理者となりますので、施設の所在地、名称欄には、病院、老人ホーム等（いわゆる指定病院等）の施設の

所在地と名称を、施設の代表者職氏名欄には、病院長、老人ホームの長等（不在者投票管理者）の職と氏名を記載してください。

令和6年10月27日執行の参議院岩手県選出議員補欠選挙の不在者投票に要した経費として、下記のとおり請求します。

金 48,285 円 (内訳 @1,073円× 45人)

○ 請求金額振込先

振込先銀行等名	<input checked="" type="radio"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 支店	預金種別	普通・当座・その他
フリガナ	イモリカカイ	口座番号	1234567
口座名義	医療法人社団 盛岡会 理事長 岩手 太郎		

(口座名義は、通帳の記載のとおり正確に記入願います。)

※ 代表者と口座名義人が異なる場合は、次の欄にも記入してください。

上記名義人の口座へ振り込み願います。

施設の名称

医療法人社団盛岡会 石割桜病院

同じ方であっても、法人の理事長の立場と病院等の施設長の立場は異なるので、記入・押印願います。

(A)

施設の代表者

職 : 院長

(B)

氏名 : 岩手 太郎

病石割桜  
院長印

備考1 請求書は1部提出してください。

2 不在者投票者名簿（別紙）を添付してください。

3 支払不能の防止のため、口座名義（カナ）及び口座番号を確認できる通帳のページの写しを添付してください。

4 投票日後20日以内に請求してください。

(別 紙) 【記載例】

不在者投票者名簿(不在者投票についての内訳)

施設の名称 医療法人社団盛岡会 石割桜病院

No. 1 / 2

選挙人の住所	不在者投票を行った 選挙人氏名	備考
盛岡市AA町1-1	○山 ○夫	
盛岡市AB町2-1	○川 ○子	
~~~~~	~~~~~	~~~~~
盛岡市AX町24-1	○野 ○郎	
盛岡市AY町25-1	○木 ○美	

(計 25人)  
(合計 人)

不在者投票者名簿(不在者投票についての内訳)

施設の名称 医療法人社団盛岡会 石割桜病院

No. 2 / 2

選挙人の住所	不在者投票を行った 選挙人氏名	備考
盛岡市AZ町26-1	○田 ○恵	
盛岡市BA町27-1	○原 ○太	
~~~~~	~~~~~	~~~~~
盛岡市BN町35-1	□島 □子	
盛岡市BO町36-1	□宮 □夫	
宮古市BP町37-1	□岡 □美	
大船渡市BQ町38-1	□松 □郎	
花巻市BR町39-1	□橋 □恵	
陸前高田市BS町40-1	□藤 □太	

(計 20人)  
(合計 45人)

捨印

(様式9)

請求書

令和 年 月 日

岩手県知事 \_\_\_\_\_ 様

○ 請求者

施設の所在地	〒 —		
施設の名称(A)			
施設の代表者(B)	職 :		
	氏名 :	(印)	
TEL	— — —	FAX	— — —

※請求者は、不在者投票管理者となりますので、施設の所在地、名称欄には、病院、老人ホーム等（いわゆる指定病院等）の施設の

所在地と名称を、施設の代表者職氏名欄には、病院長、老人ホームの長等（不在者投票管理者）の職と氏名を記載してください。

令和 年 月 日執行の 選挙の不在者投票立会人の立会い  
に要した経費として、下記のとおり請求します。

金		円 (公費負担総額		円のうち	円)
実績	立会日	令和 年 月 日	立会場所		
	立会時間	時 分～ 時 分			
	不在者投票者総数	人	立会人氏名		

○ 請求金額振込先

振込先銀行等名	銀 行	支 店	預 金 種 別	普通・当座・その他の
フ リ ガ ナ			口 座	
口 座 名 義			番 号	

(口座名義は、通帳の記載のとおり正確に記入願います。)

※ 代表者と口座名義人が異なる場合は、次の欄にも記入してください。

上記名義人の口座へ振り込み願います。

施設の名称

(A) \_\_\_\_\_

施設の代表者(B) 職 : \_\_\_\_\_

氏名 : \_\_\_\_\_ (印)

備考1 請求書は1部提出してください。

2 不在者投票者名簿(別紙)、立会人に係る市町村の選定通知の写し、謝金領収書等の写しを添付してください。

3 支払不能の防止のため、口座名義(カナ)及び口座番号を確認できる通帳のページの写しを添付してください。

4 投票日後20日以内に請求してください。



## (様式9) 【記載例】

## 請求書

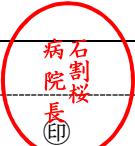
令和6年10月31日

岩手県知事 ○○ ○○ 様

## ○ 請求者

施設の所在地	〒020-0023 岩手県盛岡市内丸10番1号	
施設の名称(A)	医療法人社団盛岡会 石割桜病院	
施設の代表者(B)	職：院長 氏名：岩手 太郎	
TEL	019-000-0000	FAX 019-000-XXXX

P11、12の例3のように、市(町)選挙の不在者投票も実施した場合で、県と市に請求する場合は、公費負担総額(県と市への請求金額合計)と、県に請求する金額を記載してください。



※請求者は、不在者投票管理者となりますので、施設の所在地、名称欄には、病院、老人ホーム等(いわゆる指定病院等)の施設の

所在地と名称を、施設の代表者職氏名欄には、病院長、老人ホームの長等(不在者投票管理者)の職と氏名を記載してください。

令和6年10月27日執行の参議院岩手県選出議員補欠選挙の不在者投票立会人の立会いに要した経費として、下記のとおり請求します。

**金 2,565 円** (公費負担額 3,847円のうち 2,565円)

実績	立会日	令和5年8月29日	立会場所	石割桜病院○○会議室
	立会時間	午後1時30分～ 4時00分		内
不在者投票者総数		45人	立会人氏名	北上 花子

## ○ 請求金額振込先

振込先銀行等名	○ × 銀行 △ □ 支店	預金種別	普通・当座・その他
フリガナ	イモリカカイ	口座番号	1234567
口座名義	医療法人社団 盛岡会 理事長 岩手 太郎		

(口座名義は、通帳の記載のとおり正確に記入願います。)

※ 代表者と口座名義人が異なる場合は、次の欄にも記入してください。

上記名義人の口座へ振り込み願います。

## 施設の名称

(A) 医療法人社団盛岡会 石割桜病院

同じ方であっても、法人の理事長の立場と病院等の施設長の立場は異なるので、記入・押印願います。

## 施設の代表者(B)

職：院長

氏名：岩手 太郎



備考1 請求書は1部提出してください。

2 不在者投票者名簿(別紙)、立会人に係る市町村の選定通知の写し、謝金領収書等の写しを添付してください。

3 支払不能の防止のため、口座名義(カナ)及び口座番号を確認できる通帳のページの写しを添付してください。

4 投票日後20日以内に請求してください。

(様式 10)

証 明 書

住 所  
氏 名

上記の者は、令和 年 月 日 岩手県

市  
町  
村

字 番地から 市 の区域内に住所を移し、引き続き住所を  
番地から 町 村

有する者であることを証明する。

令和 年 月 日

郡 町

岩手県 長 印

市 村